

第百十六号議案

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一号中「第二百三条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）の施行による地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。